平成 24 年 8 月 22 日

障害福祉サービス等報酬改定に関する意見

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
理事長　本條　義和

障害福祉サービスについては、年々精神障害者の利用も増えてきているところですが、さまざまな課題が出てきたことも事実です。今後精神障害者の生活及び社会参加のために、改善すべき点を改め、適切な福祉サービスを提供されることを求め意見致します。

1、 ①グループホームの報酬単価が低すぎるため、運営が厳しい状況です。
報酬単価の引き上げは喫緊の問題です。消防法による消火設備の設置、備品の購入に費用がかかり、赤字経営となります。
②また精神障害者は時に入院を要するなどの事態が発生するため、空き室への配慮が必要です。さらにグループホーム開所から満室になるまで時間がかかります。開所時の敷金や家賃の補助金も必要です。
③土曜日、日曜日の常勤換算を緩和してください。
④共用室の運営に補助金を出すべきと考えます。
⑤多くのグループホームの退所者が支援を必要としています。現在はその人たちに対して職員が服薬管理などの支援をしています。そうした支援にも加算がつくようにしていただきたい。

2、 福祉サービスの事業所で製作して販売する物品には、消費税の対象としないことを求めます。利用者に支払う工賃が減ってしまいます。

3、 就労移行支援、就労継続支援の事業所では、利用者を多く一般就労に結びつけた事業所ほど、努力が報われず、利用者数が減少して運営が厳しくなる傾向が出てきています。訓練棟給付費などに見直しが必要です。

4、 A 型事業所では、週 20 時間以上でないと減算になります。精神障害者はなかなかそこに達しない人も多い現状です。疲れやすいといった精神障害者の特性に配慮して改善していただきたい。

5、 B 型事業所は就労すると利用できなくなります。精神障害者の就労は週 2～3 日という人も多く、就労しても利用できるようにしていただきたい。

6、　事業所に通所できない人への訪問支援が行われますが、一定の制限があります。精神障害者は訪問による支援が非常に必要で、きめ細かな訪問支援によって通所が続けられるケースも少なくありません。こうした訪問支援に十分な報酬がつけられることを望みます。

7、　専門職に対する加算は、単に配置に対してでなく、専門職が行った相談や職員研修など、サービス内容に対して加算をつけるべきですと考えます。

その他金儲けを目的とした株式会社が多く参入し、福祉サービスとはかけ離れた内容の事業者が多くなっていると聞きます。事業所の内容をしっかり把握すると共に、従来から福祉事業に取り組んできたところが参入しやすくなるよう、A型事業所の報酬単価を引き上げることを希望します。

以上